

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「次」を「当該中高層建築物の敷地が商業地域（用途地域に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が10分の40以下である地域に限る。以下この項において同じ。）及び工業地域にある場合にあっては次に掲げる場合（第4号に掲げる場合を除く。）を、準工業地域（京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（らくなん進都産業集積地区）においてらくなん進都産業集積地区第五種地区、らくなん進都産業集積地区第六種地区及びらくなん進都産業集積地区第七種地区として区分された区域に限る。以下この項において同じ。）にある場合にあっては第4号から第6号まで」に、「（用途地域に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が10分の40以下である地域に限る。）を「準工業地域」に改め、同項第3号イ中「建築基準法施行令」の右に「（以下「令」という。）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 住宅、長屋、共同住宅、令第130条の3に規定する住宅その他現に人が居住していると市長が認める建築物の敷地に5時間以上日影となる部分が生じない場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）